

## 災害時における応急対策活動に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と秋田市地質調査業協会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、秋田市内で災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生した場合において、甲と乙との災害に対する応急対策のための活動（以下「応急活動」という。）に係る協力に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請事項）

第2条 甲は、災害が発生した場合において必要があると認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができるものとする。

- (1) 被災箇所の地質調査に関すること。
- (2) 復旧工事のための地質調査に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、応急活動として必要と認める事項

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない事由のない限り、他の業務に優先して協力するものとする。

3 甲および乙は、第1項各号に定めのない事項について、必要があると認めるときは、相互に協力を要請することができるものとする。

（協力要請の手続）

第3条 前条の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）は、応急活動要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、事態が急迫して当該要請書によることができないときは、口頭、電話等により行うことができるものとする。

2 甲は、事態が急迫して前項の規定による協力要請をするいとまがないときは、直接、乙の会員に対して口頭、電話等により協力要請をすることができるものとする。

3 甲は、第1項ただし書および前項の規定により協力要請をしたときは、事後において、速やかに乙に対し応急活動要請書を提出するものとする。

（応急活動の指示）

第4条 協力要請を受けて組織された作業班又は乙の会員（次項において「作業班等」という。）は、応急活動の実施に当たっては、甲の当該業務を所管する部局等の課長又は現地における甲の職員もしくは甲が指定する者の指示に従うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、応急活動の実施に当たって災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第2項の規定により警察官もしくは海上保安官が市長の職権を行う場合又は同条第3項の規定により自衛官が市長の職権を行う場合は、作業班等は、これらの者の指示に従うものとする。

（応急活動の報告）

第5条 乙は、協力要請に応じ応急活動を実施するため出動したときは応急活動出動報告書（第2号様式）により、当該応急活動が終了したときは応急活動終了報告書（第3号様式）により、速やかに甲に報告するものとする。ただし、乙は、これらの報告書により報告すべき事項を記載した書面を作成した場合は、これらの報告書に代えて、当該書面により報告することができるものとする。

（費用負担）

第6条 乙が協力要請に応じ実施した応急活動に要した費用は、甲の負担とし、災害の発生直前における適正な価格等を基準として甲乙協議の上、決定するものとする。

（連絡責任者）

第7条 甲および乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）をそれぞれ置くものとする。

2 連絡責任者は、甲にあつては総務部防災安全対策課長とし、乙にあつては事務局長とする。ただし、甲が災害の発生状況により当該応急活動に係る業務を所管する部局等から直接、乙に対して協力要請をする必要があると認めるときは、当該業務を所管する部局等の課長が連絡責任者の業務を行うことができるものとする。

3 甲および乙は、それぞれの連絡責任者を通じて、緊急時における連絡体制その他必要な事項についてあらかじめ協議し、これを定めておくものとする。

（負傷等の補償）

第8条 この協定に基づき実施した応急活動に従事した者が、当該応急活動に従事したことにより負傷、疾病、障害又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。

（情報の交換等）

第9条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から必要な情報の交換を行うとともに、相互の連携を図るための訓練を実施するよう努めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、有効期間は更に1年間更新されるものとし、以後同様とする。

(協議)

第11条 この協定に疑義が生じた事項又は定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年6月4日

秋田市山王一丁目1番1号  
甲 秋田市  
秋田市長 穂積 志

秋田市茨島二丁目1番27号  
乙 秋田市地質調査業協会  
会長 福岡 健

第1号様式（第3条関係）

第 号  
年 月 日

秋田市地質調査業協会  
会長 様

秋田市長

応急活動要請書

災害時における応急対策活動に関する協定書第3条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 日時 年 月 日 時 分から

2 場所

3 業務内容

4 その他

連絡責任者 秋田市 部 課  
課 長  
電 話  
F A X

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先）秋田市長

秋田市地質調査業協会  
会長

応急活動出動報告書

年 月 日付け 第 号により協力要請のあった応急活動を実施するため、下記のとおり出動したので、災害時における応急対策活動に関する協定書第5条の規定により報告します。

記

- 1 日時 年 月 日 時 分
- 2 場所
- 3 応急活動内容
- 4 現場責任者
- 5 人員
- 6 その他

連絡責任者 秋田市地質調査業協会  
事務局長  
電 話  
F A X

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先）秋田市長

秋田市地質調査業協会  
会長

応急活動終了報告書

年 月 日付け 第 号により協力要請のあった応急活動が下記のとおり終了したので、災害時における応急対策活動に関する協定書第5条の規定により報告します。

記

- 1 応急活動期間  
年 月 日 時 分まで  
年 月 日 時 分まで
- 2 場所
- 3 応急活動内容
- 4 現場責任者
- 5 人員
- 6 その他

連絡責任者 秋田市地質調査業協会  
事務局長  
電 話  
F A X